

## ため池の管理に関する法的問題

### 1 ため池の管理に関連する主な法令

- ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律・同法施行令・同法施行規則  
ため池の保全等に関する条例・同条例施行規則（兵庫県）
  - ・ 国家賠償法・民法〔本日は基本的にこれらを扱う〕
  - ・ 刑法
- など。

### 2 本日の主題

- (1) ため池の管理に関連して法的な問題が発生する代表的な場合は、  
「ため池の管理に問題があり、そのために他人に何らかの損害を与えたこと  
で、法的責任を問われる」  
という場合である。
- (2) 法的責任には、民事責任・刑事責任等がある。
- (3) 「刑事責任」とは、つまり刑罰を科されるということである。ため池の管理  
を怠っていた（過失があった）場合、それにより、人の生命が失われたならば  
業務上過失致死罪等、人の身体に傷害が生じたならば業務上過失致傷罪等が成  
立し、刑罰を受ける、ということがあり得る。
- (4) 一方、「民事責任」とは、生命・身体・財産等に損害を受けた者に対し、そ  
の損害を（金銭的に）賠償する責任である。本日はこちらを主題とし、法的に  
主に問題となるポイント等について述べる。  
(なお、ため池について特に問題となりやすいのは転落事故であろうから、  
具体的事例として挙げるものについては転落事故が中心である。)

### 3 適用され得る法律とその関係等

#### (1) 適用され得る法律（条文）

ため池の管理に問題があり、そのために他人に何らかの損害を与えた場合に  
は、民事上、次のような法律（条文）が適用され得ることになる。

##### ① 国家賠償法 2 条 1 項

「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他  
人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」

##### ② 民法 717 条 1 項

「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生  
じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責  
任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたと  
きは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」

#### (2) 両条文の関係等

国家賠償法 2 条 1 項と民法 717 条 1 項は、いずれも簡単にいえば「物の設

置や管理に問題があつて損害が生じた場合における賠償責任」を定めているものである。

一方、前者は「公の営造物」、後者は「土地の工作物」について定めているという違いがある。「公の営造物」というのは「国又は公共団体により直接に公の目的のため供用されている個々の有体物」を指すとされており（大阪地裁昭和61年1月27日判決（判例時報1208号96頁）等）、「土地の工作物」は「土地に接着して人工的作業を加えたことによって成立した物」を指すとされている（福岡高裁那覇支部平成15年5月22日判決（判例時報1828号40頁））。

(3) ため池は、「有体物」であり「土地の工作物」でもある。

したがって、ため池については、「国または公共団体により直接に公の目的のため供用されている」場合には「公の営造物」として国家賠償法2条1項が適用され、そうではない場合には「土地の工作物」として民法717条1項が適用されると解することになろう。

ただし、両条文の効果はかなりの面で類似する。（条文上の大きな違いは、民法717条1項では「占有者」については一定の範囲で免責が認められる（同項但書）のに対し、国家賠償法2条1項ではそのような免責が定められていないことである。ただ、実際上は民法717条1項についてもこの免責は極めて認められにくいといわれている。）。

そのため、以下では、基本的には国家賠償法2条1項について述べる。

#### 4 「公の営造物」について

(1) 一般的な定義

前記のとおり「公の営造物」は「国又は公共団体により直接に公の目的のため供用されている個々の有体物」を指すと解するのが一般的な定義であり、ため池もこれに当たり得る。

(2) 前記の定義のうち「公共団体」という部分について

地方公共団体や土地改良区等は「公共団体」に含まれる。したがって、国家賠償法2条1項の責任を問われ得る。

(3) 前記の定義のうち「直接に公の目的のために供用されている」という部分について

ア ごく少数の者のみの利用に供されている場合について

一般的にため池の多くは「直接に公の目的のため供用されている」ものに当たると考えられるが、ごく少数の者のみの利用に供されている場合には、これに当たらないと解する余地もあり得る。その場合は、「公の営造物」には当たらないので、国家賠償法2条1項は適用されず、民法717条1項が適用され得ることになろう。

イ 事実上の管理の場合について

「直接に公の目的のために供用されている」場合というのは、通常は国又は公共団体の(法的)権限に基づいて供用されている場合であろう。しかし、(法的)権限がなくても国又は公共団体が事実上管理している場合には「公の営造物」に当たり得る。つまりその場合には国又は公共団体は国家賠償法2条1項の責任を問われ得ることになる。

## 5 「設置又は管理」の「瑕疵」について

### (1) 一般的な定義等

営造物の設置又は管理の瑕疵とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいう(最高裁昭和45年8月20日判決(民集24巻9号1268頁))。

その有無は、「当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべき」であるとされる(最高裁昭和53年7月4日判決(民集32巻5号809頁))。

ため池については、特に転落事故を発生させる可能性の有無という点が問題となる。

### (2) 過失との関係

瑕疵に基づく国及び公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としない(前掲最高裁昭和45年8月20日判決)。

※ 「過失」と「瑕疵」

### (3) 通常の利用から外れた行動の結果損害が発生した場合

ア 物の利用者が、その物の通常の利用から外れた行動(通常予測できないような行動)をした結果、損害が発生した場合は、物の設置又は管理に瑕疵があったとはいえないことになる。転落事故の場合においても、この点が議論の対象となり得る。

イ なお、利用者の行動が「通常の利用から外れた行動(通常予測できないような行動)」だといえるかどうかは、利用者がどのような者であるかに応じて相対的に判断される。つまり、成人にとっては「通常の利用から外れた行動」といえるような行動であっても、判断力が伴わず無謀な冒険をしやすい幼児にとっては「通常の行動」であるといえる場合もあり、その結果損害が発生した場合は損害賠償責任が認められ得る。

また、「通常の利用から外れた行動(通常予測できないような行動)」であるかどうかは、場所的環境等の要素も含めて判断される。

安易に「瑕疵はない」と判断することにはリスクがあるといえる。

ため池の事例ではないが、これらの点に関する考え方の参考になる事例として、以下の2例を挙げる。場所的環境の違い等により判断が分かれたものと見られる。

① 最高裁昭和60年3月12日判決(判例時報1158号197頁)

(及びその原審である仙台高裁昭和58年9月26日判決(判例タイムズ510号126頁))

住宅団地内の貯水槽のコンクリート外壁上に高さ1.3メートルの金網製の防護網が設置されていたところ、4歳の男児が、その防護網をよじ登って転落して溺死した事例。

裁判所は、「この防護網は人が容易に貯水槽に入ったり、転落したりすることを防止するに足るものであるから、本件貯水槽は通常有すべき安全性を備えていたと認めるべきである。右防護網の上にならぬ忍び返しは設備されていながつたけれども、大人でも子供でも、人が防護網をよじ登るといふことは、社会通念上、通常予測しえないことであるから(それが危険であることの認識能力を有する者はそれが危険なるが故に、右能力を有しないような幼児なら体力がない故に、その行為をしないであろう。)、よじ登り防止のための設備である忍び返しを備えていないことは通常有すべき安全性を欠いたことにはならないといふべきである」等として、貯水槽の設置又は管理に瑕疵があったとは認めなかつた。

② 最高裁昭和56年7月16日判決(判例時報1016号59頁)

小学校敷地内のプールと、それに隣接する児童公園とがあり、プールと児童公園の間は金網フェンス(高さ1.66メートルから1.8メートル)で隔てられていたところ、児童公園で遊んでいた3歳の女児が、当該フェンスを越えてプールサイドに立ち入り、プールで溺死した事例。

裁判所は、「右フェンスは幼児でも容易に乗り越えることができるような構造であり、他方、児童公園で遊ぶ幼児にとつて本件プールは一個の誘惑的存在であることは容易に看取しうるところであつて、当時三歳七か月の幼児であつた亡・・・がこれを乗り越えて本件プール内に立ち入つたことがその設置管理者である上告人の予測を超えた行動であつたとするにはできず、」等として、プールの設置又は管理に瑕疵があつたことを認めた。

## 6 責任を負う者

国家賠償法2条1項については、設置又は管理を行っている国又は公共団体が責任を負ふことになる。

### (1) 事実上の管理の場合

前記のとおり事実上の管理の場合も責任を負い得る。

### (2) 底地が私人所有である場合

いわゆる他有公物も「公の営造物」となり得る。

つまり、仮に、私有のため池を国又は公共団体が借りて管理し公の目的に供

しているということがあった場合は、当該ため池は「公の営造物」となる。すなわちこの場合は瑕疵について当該国又は公共団体が国家賠償法2条1項の責任を負う。

なお、国家賠償法2条1項には、民法717条1項但書のような「占有者が必要な注意をしたときは所有者が責任を負う」という規定がない。したがって、このように国又は公共団体が私人から借りて管理し公の目的に供している場合、瑕疵があれば当該国又は公共団体は責任を免れないことになる。

※ 当該私人のリスクとの関係

## 7 ため池の転落事故に関する具体的な事例

ため池の転落事故に関する具体的な事例を幾つか挙げる。

### ◎ 高松地判平成29年5月24日判決（裁判所ウェブサイト掲載判例）

5歳の幼児がため池に転落して死亡。ガードフェンスが設置されていたが他の箇所からため池内に立ち入ることが可能であったこと等を指摘し、ため池及び関連施設の設置又は管理の瑕疵があるとした。

### ◎ 高松地裁平成7年10月9日判決（判例タイムズ924号179頁）

6歳の男子がため池に転落して死亡。地面からの高さが120センチメートルの金属製フェンスが護岸に沿って間断なく設置されていたこと等を指摘し、ため池の設置又は管理の瑕疵はないとした。

### ◎ 奈良地裁昭和57年3月26日判決（判例タイムズ486号116頁）

兄弟（兄は11歳、弟の年齢は明確でない。）がため池で遊んでいたところ、弟が転落、兄がこれを助けようとしてため池に入ったが、両名とも死亡。ため池の周囲については、一部に有刺鉄線が張られ、「あぶない」と記載された旗や盗み釣を禁ずる旨の警告をした看板があった程度で、出入りが容易であったこと等を指摘し、ため池の設置又は管理の瑕疵があるとした。

## 8 まとめ

様々な議論はあるものの、ため池を含めた公の営造物（土地の工作物）の管理等の瑕疵による責任は、法的にかなり認められやすい面があるため、注意が必要である。

※ 保険等による対処の必要性？

以上